

万引き対策は「社会の総合力」で!

万防時報



第35号
2024年8月

万防機構は万引き対策の新たな地平を切り拓く果敢な取り組みに挑戦しています。
2024年度通常総会特集号



日時/2024年6月18日(火) 15:00~18:30 会場/主婦会館プラザエフ

- 2-4 理事長挨拶 / 副理事長挨拶 / 来賓挨拶
- 5 意見交換会来賓挨拶
- 6-7 日本宝くじ協会助成事業 / 小売業ロス調査結果
- 8-9 LP教育制度作成委員会報告 / 認定ロス対策士
- 10 渋谷書店万引対策共同プロジェクト活動報告
- 11 (個人情報保護委員会)認定個人情報保護団体
- 12 インターネット委員会 活動状況と成果
- 13 会員事業者取組状況 (株)ファーストリテイリング
- 14 特別会員の紹介
- 15 万防機構組織図と役員
- 16-17 万防機構会員規則
- 18 統計資料・万防機構事務局だより
- 19 会員紹介(団体・個人)



11 住み続けられるまちづくりを



私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を実践しています

特定非営利活動法人 **全国万引犯罪防止機構**



全国万引犯罪防止機構 理事長
竹花 豊

通常総会議案の中に「第5号議案-2025年度年会費値上げ」があります。万防機構は2023年度に約250万円の赤字をもたらしました。決して無駄遣いをしたわけではありませんし、特別な出費があったわけではないのですが、2024年度についても約250万円の赤字予算を計上せざるを得ません。現在の万防機構の活動を維持するためにはやむを得ないため、第5号議案を提案しております。詳しくは担当者からご説明をいたしますが、この事情を察していただきまして会費の値上げに賛成いただくとともに、多くの方々に万防機構へのご支援・ご協力いただけますよう改めてお願いを申し上げる次第です。

この1年間の取組みの中で顕著なことを紹介します。警察全体の万引き問題、特にベトナム人を中心として組織的に万引き犯罪を敢行している事案につきまして、大きな力が注がれるようになってきました。そして、その動きが全国各地で伝えられるようになってまいりました。

私も樋口副理事長もベトナム人の万引き犯罪に関連して、警察庁を含めてしかるべき様々な機会を通じて状況を訴えました。万防機構は毎月一度、7社の小売業の方々が参加して情報連絡会議を行っています。そこで発表される被害情報をまとめて警察当局に提示し、放置できない状況についてお話いたしました。

そういうこともあって最高幹部も含めて組織的な万引き犯罪について警察の動きが活発になってきています。

その結果がこの1・2月に大阪・福岡等で相次いでベトナム人の万引き犯罪が摘発され、新聞やテレビで大きく報道されました。これが起因となってこの3か月でファーストリテイリングにおける万引き対策が著しく進み、万引き被害にあったユニクロ各店が、全国的にみて組織的万引き犯罪がほとんどなくなりました。「ユニクロは盗みやすい！標的にしやすい！」という報道が一部なされ、それをご覧になったファーストリテイリングの幹部、おそらくトップから「これはどういうことか！」というお叱りがあったのではないかと思います。その報道を起因として徹底的にユニクロ各店舗で売上げのみならず、万引きを防ぐということに本気になって取り組み始めた結果だと思っています。

万引き対策は、経営陣が従業員と一体となって、皆んなが気持ちをひとつにして進めることで大きな成果が得られることが実証された例だと思います。

私にとって、万引きに対する警察の捜査力の強化、それを受けた事業者の対応が2023年度で最も大きく印象に残った出来事でした。

それから、第4号議案に「特別会員の承認について」というものがあります。万防機構を財政的方面やさまざまな側面でサポートして下さった方々に特別会員になっていただいて、「これからもよろしくお願いします」という主旨の議案もあります。

通常総会の報告事項にはありませんが、東京都内のいくつかの区との連携作業について、非常に時間がかかりまだ形を成しておりませんが、着実に準備を進めておりますので、来年にはその成果が明らかになってくるだろうと思っております。

最後に、万防機構は設立20年を迎えます。多くの方々のご支援に感謝するとともに、長きに渡り活動を続けてきたことを誇りとしております。今後も「万引き対策は『社会の総合力』で！」という方針で活動してまいりますので、ご協力とご支援のほどよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございます。





全国万引犯罪防止機構 副理事長

樋口 建史

本日は2024年度通常総会にご参加いただき、すべての議案についてご承認いただきました。心から感謝申し上げます。

先ほど、会費値上げのご承認もいただいたところですが、万防機構は、冒頭竹花理事長からも話しがありました。財政危機に直面しております。本来は「入りを量り、出づるを制す」というのが大原則ですが、2024年度はやむなく赤字予算を組ませていただきました。

収入の方を何とか拡大できないのか、事務局と各理事が手分けをして企業回りをし、新規加入のお願いをしたり、支援金のお願いをしたり今も続けておりますが、大変厳しい状況です。新規加入にはなかなか応じていただけませんし、むしろ脱会を思い止まっていたのが精いっぱいといった状況にあります。

万防機構は創設20年ですけれども、社会も変わってきているため、万防機構の理念が必ずしも社会の共感を得ていないのではないか、とも感じているところです。

理念と言えば企業で言えばパーパス・ミッションですが、万防機構の理念が、被害に苦しんでおられる企業の皆さんにさえ、必ずしも十分には受け入れられていないのではないか、と思います。

一方で、本日も報告がありましたが、実務的ないくつかの取組みが進捗しています。渋谷書店万引対策共同プロジェクト、緊急通報システム、重要万引犯罪情報連絡・検討会議、足立区万引き対策プロジェクト、インターネット委員会等々ですが、いずれも現場に立脚した実のある取組みです。関係事業者だけでなく、各地の警察にも参画いただいております、それぞれ成果が出ています。事業者からは、万引きの被害が目に見えて減少するという直接的な効果が期待されているところです。それは当然の期待だと思いますが、年会費を上回る被害の減少が見込めるかどうかという実益の有無だけで万防機構の存在意義を測られてしまいますと少々切ない思いがいたします。

勿論、こうした実務的なプロジェクトが万防機構の重要な活動であることは間違いありませんが、その理由は、取組みの直接的な成果もさることながら、実は、これらの取組みが不明ロス削減に資する活動だからではないかと考えている次第です。つまり「ロスプリベンションに取り組むこと自体に大きな意義があるのではないかと考えています。

ところで、万防機構のパーパスが「万引き防止を通じて安全安心で持続可能な社会の発展に寄与すること」だとしますと、万防機構のミッションは大きく3つあると考えています。1つは「万引き防止を通じて社会の規範意識を高めること」であり、2つは「万引き防止を通じて不明ロスを削減すること:ロスプリベンションの推進」であり、3つは「万引き防止を通じて犯罪者を作らないこと」です。

企業にとって「万引きはいわば利益の真水が盗まれる」のと同じですから、「万引きの防止が株主に対する責任の観点からも重要である」ことは間違いありませんし、かつ、また、「ロスプリベンションが持続可能な社会の発展に資するものである」ことも間違いありませんから、つまりは、企業にとって「万引き防止に取り組むことは社会的責任」といえるのではないかと考える次第です。

そういった認識が社会に広く浸透してくれば、万防機構は、万引き防止活動あるいはロスプリベンション活動のプラットフォームの役割を担うことができるのではないかと思います。つまり、万引き防止あるいはロスプリベンションを通じて、関連情報が集約され、多くのステークホルダーが結びつき、かつ、いろいろな対策会議や議論の場が提供される、まさにプラットフォームとしての機能が発揮できるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、財政基盤の強化と万防機構の理念が社会の共感を得られることは表裏一体の問題だと思います。万防機構の存在意義が、今後広く社会に受け入れられますよう、皆さまと連携させていただければ幸いです。

今後ともよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

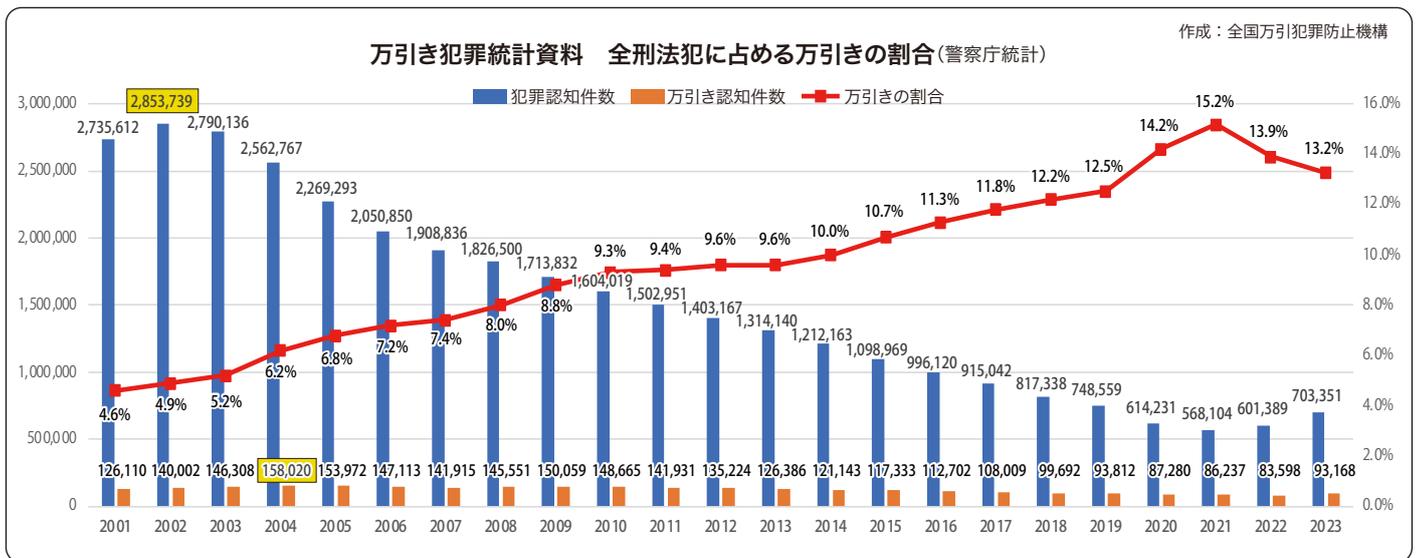




警察庁 生活安全局長
檜垣 重臣氏

本日は、全国万引犯罪防止機構の2024年度通常総会にお招きいただき、誠にありがとうございます。
 皆様におかれましては、平素より万引きの防止をはじめ、安全・安心を守るための諸活動に御理解と御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして、感謝を申し上げます。

皆さまご承知のとおり、我が国の刑法犯認知件数は、平成14(2002)年をピークに減少し続けてきたところですが、令和3(2021)年から2年連続して増加しており、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に接近しつつある状況にあります。また、万引きの認知件数につきましても、令和5(2023)年は約9万3千件と前年比で大きく増加しており、刑法犯認知件数の約13パーセントを占めております。

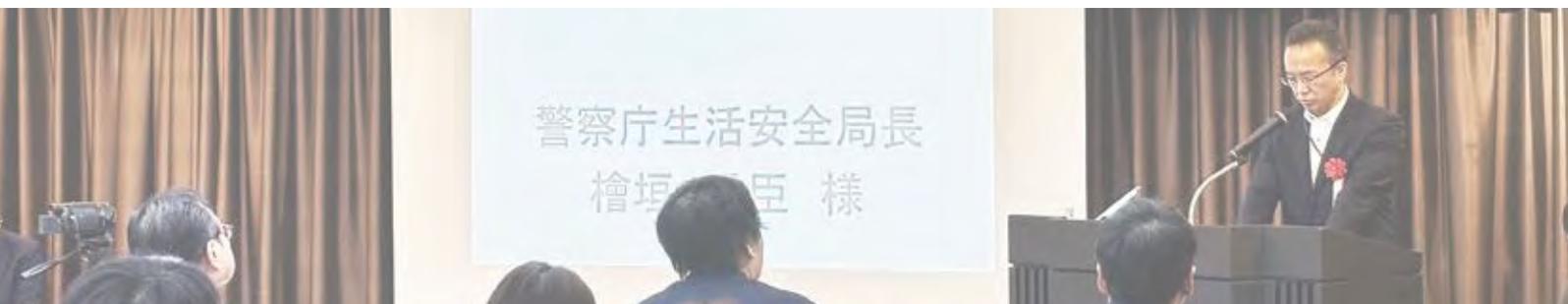


万引きの実態をみますと、店舗の経営に深刻な被害を及ぼすような、換金・転売を目的とした外国人グループによる大量または高額な商品を窃取する手口がみられるところであり、こうした手口は、ドラッグストアや衣料品店で多く発生しております。なお、医薬品・化粧品を対象としたドラッグストアにおける万引き事件については、ここ最近増加傾向にあるほか、来日外国人被疑者による万引き被害総額は、日本人被疑者に比べて4倍以上となっており、来日外国人被疑者による万引きが大量または高額であることが裏付けられるところでもあります。

このような中であって、「現在は、各種情勢が急速に悪化する崖の縁に立っているような状況である」との認識を皆さまと共有し、万引きを許さない社会の実現のため、これまで以上に、官民一体となった万引き防止に向けた取組みを推進していく必要があると考えております。

警察といたしましては、関係機関・事業者の皆様と手を携えて、万引き防止に向けた諸対策をあらためて推進することとしており、各都道府県警察におきましても、万引き防止協議会や官民合同会議等と連携して対策を進めてまいります。引き続き、皆さまの御協力を賜りますようお願いいたします。

おわりに、全国万引犯罪防止機構の御発展と、皆さまの益々の御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。





警視庁 副總監
森元 良幸氏

本日は、全国万引犯罪防止機構の通常総会に伴う意見交換会にお招きいただき誠にありがとうございます。

竹花理事長をはじめ、本日ご参会の皆さま方には、平素から警視庁の業務各般にわたりまして、格別なるご理解とご支援を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

警視庁における万引きをめぐる状況ですが、全刑法犯認知件数の1割強を占めておりまして、事業者の方々の多大な経済的損失、社会全体の規範意識が鈍磨する危険といった観点から、決して看過できないと考えております。

先般、竹花理事長が私どものところにお見えになった際にお話しになっておられました。外国人による組織窃盗や、ドラッグストア・衣料品店での大量万引きといった問題が見られます。先ほど理事長のお話にもありました、本気になった警察の取組ですが、まず検挙対策として、万引きの発生状況を本部で集約・分析し、広域性・連続性がうかがわれる事案につきましては、捜査体制を強化して積極的な取締りにあたっているところです。

その中で、昨年から本年にかけて、著名な大型衣料品販売店を狙ったグループ、あるいはドラッグストアを狙ったグループによる万引き事件、いずれもベトナム人によるグループでありましたが、複数検挙したところでありまして、現在もさらなる実態解明に向けて取り組んでいるところです。

こうした事件検挙はもとより、皆さま方と緊密に連携させていただき、各種広報啓発活動や注意喚起情報の発信、さらには万引きをさせない店づくりの支援といった諸対策を強力に展開をいたしまして、こうした活動を通じて社会全体での万引き抑止につなげてまいりたいと考えております。引き続きの変わらぬご支援とご協力をお願いしたいと思っております。

結びに、全国万引犯罪防止機構のさらなるご発展と、本日ご参会の皆さま方のご健勝・ご多幸を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



個人情報保護委員会事務局 参事官
香月 健太郎氏

日頃より個人情報保護行政についてのご理解・ご支援をいただきまして誠にありがとうございます。

全国万引犯罪防止機構は今年で20年目の活動に入るとうかがっております。この間、万引き防止に向けた調査研究や渋谷書店万引対策共同プロジェクト（渋谷プロジェクト）に積極的にお取組みいただいていると承知しております。特に渋谷プロジェクトにつきまして、個人情報保護法は、個人情報の保護と利活用のバランスを図り適切な取扱いを行っていくということを法の理念としておりますが、法の理念を踏まえて適切に着実に実施していただいていると思っております。

個人情報保護委員会も昨年、犯罪防止ための顔識別カメラシステムの利用について委員会文書を取りまとめたところですが、その検討にあたりまして万防機構の取組みについてご紹介いただき参考にさせていただきました。

また、万防機構には認定個人情報保護団体として活躍いただいております。認定個人情報保護団体というのは、個人情報保護法の規定を遵守するだけでなく、民間の自主的な取組みとして個人情報を適正に取扱っていただくことを推進するための制度であり、認定個人情報保護団体の取組みに対してどういう支援ができるのか引き続き検討していきたいと思っております。

これらの取組みをさらに推進していただき、万防機構が益々発展されることを祈念して、私の挨拶とさせていただきます。



警視庁 生活安全部長
佐野 裕子氏

平素より生活安全部の各種取組にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。生活安全部は、犯罪の未然防止に係る各種取組を担当しておりますところ、万引きにつきましては、各方面・各部門が手を携えて全力で取り組まなければならない重要課題の一つであると考えております。

さて、万引き防止に向けての取組状況ですが、本年2月には、「万引き防止広報キャンペーン」として、東京万引き防止官民合同会議において作成した万引き防止広報用動画・ポスターを都内各所のデジタルサイネージ等を活用して展開するとともに、先日、南大沢署管内におきまして、防犯責任者養成講座・モデル店舗審査会を実施し、管内のコンビニエンスストアを模範店舗として認定いたしました。

万引きを防止するためには、「万引きを起こさない社会のムードづくり」が何より大切です。今後とも、皆様と手を携えて万引き防止に取り組んでいきたいと考えております。

結びに、本日ご参会の皆様のご健勝、そして全国万引犯罪防止機構の更なるご発展と、皆様との緊密な連携を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

日本宝くじ協会助成事業／小売業ロス調査結果

万防機構理事／調査研究委員会 委員長 加藤 和裕

1 教育宣伝活動

この壁新聞と保護者向け冊子の事業費は4,158万円、万防機構で最大規模の事業です。日本宝くじ協会の助成により実現しています。

2024年壁新聞(3万部)

万引き防止啓発の壁新聞は、本年度で12年目となります。2024年6月、全国の国立、公立、私立の中学校10,037校と信用金庫、教育委員会に配布しました。

【お寄せいただいたご感想】

- 「窃盗犯にならないで」という文字が衝撃的、象徴的で印象に残るものでよかったです。(教員)

2024年保護者向け冊子(119万部)

万引きについての保護者向け啓発冊子は、本年度で6年目です。2024年7月、全国の中学1年生の保護者全員に配布しました。

【お寄せいただいたご感想】

- とても参考になりました。思春期の時期にこういった冊子を頂けるのは有り難いです。(保護者)
- 改めて実態を知ることができた。非行に悩む親の会の存在を知ることができ、良かった。普段からコミュニケーションをとっているつもりだが、トラブルが起きたときなど、つい詰問するような声かけをしがちだと反省した。これから改めていきたい。(保護者)
- とてもわかりやすいし、知りたいこと、まだ知らなかった・気付かなかったことが書かれていて、私

のバイブルになりました。今春、第1子長男が中学一年になり、息子が見せる表情や言葉にネガティブな感情を抱いてしまう私は、この数ヶ月モヤモヤした気持ちと戦っております。ネットでも思春期や反抗期の情報を得ていますが、万引きという切り口で書かれているこの冊子にはドキッとさせられる情報が満載で、まさに今の私にとってはバイブルです。息子が学校からの配布物として持ち帰りましたが、これは保護者である私と主人がしっかり気に留めるべき内容だと思いました。発行してくださって、感謝します！(保護者)

- 子供が万引きをしてしまった保護者の心情がよく表現されており、共感的に保護者に受け止められる内容であると思われる。(教員)

- 課題がある家庭では、いざというときに親が子に適切な対応ができない実態がある。その中で、P4の禁句集のように具体的な内容があることがありがたかったです。子供の万引き防止もそうですが、親(大人)として、どのように関わるのかといったことを考えさせられました。(教員)
- 万引き問わずやってはいけない行為をした際に、ついやった行為ばかりに注意をしがちですが、触法行為をした環境や背景、子供たちの心情といったバックヤードにも視点を置かなければいけないなと思いました。私が担任をしている児童にも、なかなか自分の考えを言葉にして伝える事が難しい子もいる為、指導者はじめ大人達が適切に向き合うために有効な資料だと感銘を受けました。(教員)

2024年度版壁新聞



2024年度版保護者向け冊子



2 調査研究活動

昨年度は、2020年度に続き3年毎の「全国小売業不明ロス・店舗セキュリティ実態調査」を行いました。

今回の調査では、小売業における年間の不明ロス額は約8,350億円、不明ロスの万引き推定割合は41.4%だったので、万引き被害額は3,460億円にのぼると推計されました。

また、万引きの被害単価を10,000円と仮定すると、万引き件数は3,460万件に上ることとなり、警察庁の万引き認知件数93,168件（2023年）は、実際の万引き件数の0.3%しか計上していないこととなります。

暗数があまりにも大きい犯罪だからこそ、対症療法だけではなく、全国の小売業の不明ロス額を減らす「ロス・プリベンション」活動の普及が、今こそ求められています。

調査の詳細は、万防機構ホームページからご覧ください。

小売業における不明ロス額・万引き被害額の推計値

不明ロス額の推計値

約8,350億円

万引き被害額の推計値

約3,460億円

※4
「小売業店舗数を約80万店舗」とすると「1店舗あたり年間約100万円」不明ロスがある!?

※1 業種別商業販売額 約117兆円 × ※2 不明ロス率 0.71% = 不明ロス額 約8,350億円

不明ロス額 約8,350億円 × ※3 万引きの推定割合 41.4% = 万引き被害額 約3,460億円

【参照】

※1 経済産業省 業種別商業販売額(2023)

※2 ※3 2023年度全国小売業不明ロス・店舗セキュリティ実態調査報告(回答企業数265社)(全国万引犯罪防止機構)

※4 令和3年経済センサス-活動調査産業別集計(卸売業、小売業に関する集計)総務省・経済産業省

万引き被害の推定件数

万引き被害額の推計値

約3,460億円

被害単価を「10,000円」と仮定すると…推定件数は

約3,460万件

警察庁の発表する万引きの認知件数(2023年)は

9万3,168件

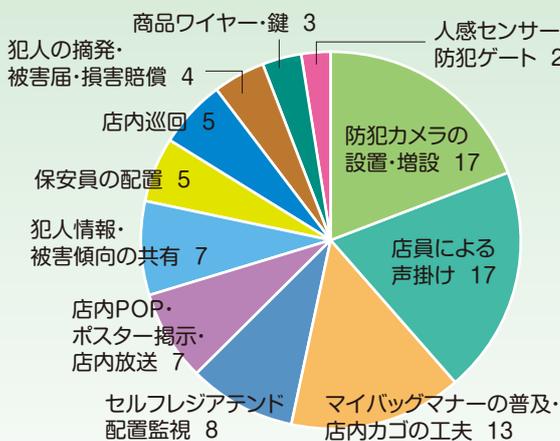
検挙件数は、6万2,675件

すると認知されているのは
0.3%
と推計される

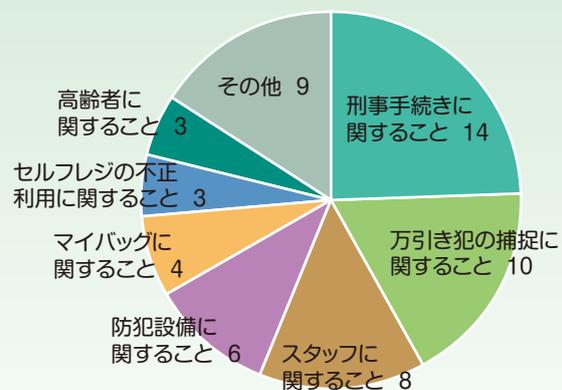


氷山の一角にも到底及ばない!?

問13 「万引窃盗対策で効果が出たこと」の項目(複数回答60件(92項目))



問14 「万引きで困っていること」の項目(複数回答57項目)



全国小売業不明ロス・店舗セキュリティ実態調査報告書より抜粋



LP教育制度作成委員会報告

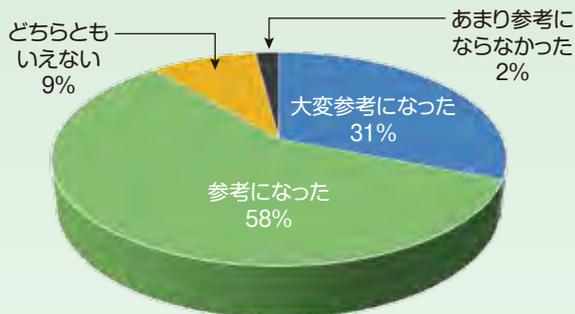
万防機構理事／LP教育制度作成委員会 委員長 近江 元

1 受験者の状況

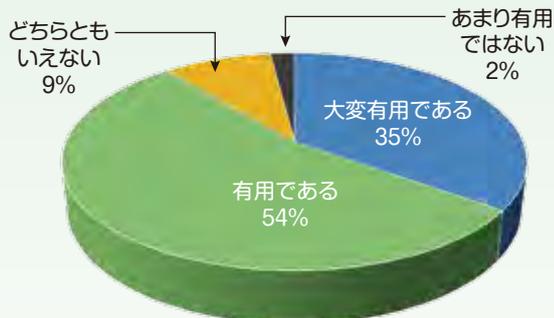
1 受験者数の検定試験に対する評価

受験者アンケートの結果（サンプル数468人）

試験（テキスト）の内容は参考になりましたか



試験（テキスト）の内容は役立つと思いますか



2 受験者企業（小売業のみ）のロス率（高）の共有の状況

	total	total%
社員全員（パートタイマー・アルバイト含む）	9	6%
正社員まで	55	40%
店長まで	49	35%
部課長、地区長など店長より上の階層	14	10%
一部の経営幹部（社長、取締役、特定の部門の部長など）	4	3%
小売業に所属しているがわからない	8	6%

受験者数と合格者数推移 過去の合格率

	合格者	受験者	合格率	
第一回	175	246	71.1%	120問60分
第二回	93	119	78.2%	100問60分
第三回	89	114	78.1%	
第四回	67	112	59.8%	
第五回	67	102	65.7%	
第六回	43	57	75.4%	
第七回	59	73	80.8%	90分（追補版）
第八回	10	24	41.7%	
第九回	19	24	79.2%	
第九回まで計	622	871	71.4%	
第十回	28	58	48.3%	
合計	650	929	70.7%	

2 新テキスト完成

- 新テキスト「ロス対策テキストver.2.0」が完成
- 新たな課題（セルフレジ問題、インターネット販売）を追加
- ロスの原因について整理し一覧表を作成「ロスの原因大全」129項目「逆ロスの大全」55項目で、チェーンストアの教育指導を長年取り組まれていた藪下雅治先生の著書を参考にした。
- 次回2024年9月の検定試験より、新テキストに準拠したものになる予定。



3 LP教育制度作成委員会の解散と新委員会について

- 教育制度の作成を目的とした委員会の役割は果たした。
- 課題は本制度の普及啓発活動である。そのための新たな委員会（仮称：ロス対策教育普及委員会）を設けることとする。

- ①普及啓発（新規受験者確保）行動案の起案と支援
- ②既存資格者へのオープンセミナーの起案実行
- ③その他情報提供、個別相談などの既資格者への活動支援

- 委員については公募としたい。ぜひ会員の方々に本委員会に参加していただきたい。

- ①特にロス対策に直接取り組まれている小売業の方に参加していただきたい。
- ②7月中をめどに委員を決定したい。



活躍する600名以上の認定ロス対策士

万防機構理事／LP教育制度作成委員会 委員長 近江 元

ロス対策士は「小売業の不明ロス率をコントロールするのに十分な知識を備えた人」といえます。また、ロス対策士は小売業の経営者から店舗現場で働く社員まで、それぞれの役割の中で、その知識を活用して、ロスを未然に防ぐための活動を行います。また、その活動を支援する、防犯システムやロス対策サービスを提供する企業の社員は、自社のサービスとノウハウで、小売業ロス削減と利益改善に寄与するものです。

長沼 智夫さん



長沼智夫さんは、NICリテールズ株式会社が経営する東北から関東までの12店舗を管理統括するエリアマネージャーをしています。担当する店舗は広範囲にわたって存在しているために、メールや電話などの通信手段を使つての指示、指導などを行います。それ以上に実際に店舗を訪れて、店舗の状態を自分の目で確かめることは不可欠です。

「店舗を訪問して、どのような点を重視しているのでしょうか。」との質問に、長沼さんは「売場の鮮度管理」だといいます。話題の本は目立つように置かれているのか、今お客様が何を求めているのか、具体的どこでどのような動きをしているのかを観察することが重要だといいます。

また、店長など店舗のスタッフとのコミュニケーションも同じように重要だといいます。本部の施策を伝え、指示を出すことはもちろん、店舗の事情に配慮した方策を店長と

もに考え、それを行動に移せるように、支援することもエリアマネージャーの重要な役割です。

書店業界では30年のキャリアの持ち主で、いくつもの店舗の店長を経験し、最前線で働いてきた長沼さんの書店への転職の動機は「本が好きだったから」といいます。「書店で仕事をし始めたころは、仕入れに力をいれ、魅力的な売場をつくることに注力していました。今もそのことは変わりませんが、書店業界の外部環境が厳しさを増す中で、なかなか売上を伸ばすことも難しくなっています。そのために経費の節減も同時に重要になっており、その中でも人件費のコントロールは頭の痛い課題です。」と長沼さんはいいます。

ロス対策士検定試験を受けてロス対策について学んだことは、今まで、業務上体感的にもよく知っていたことも多くありましたが、それを理論的に学ぶことができたのはよ

かったそうです。例えばロスに関し、その経営上の重要性や、ロス、伝票管理と商品管理の大切さなどです。

一方で現実には、店舗の人員が限られている中で、伝票入力などの業務に時間をかけるのも難しいともいいます。「自分が学んだことを部下に伝えることをしているけれど、この試験を受けてもらうのが早いかな？」と長沼さんは、笑って話してくれました。

本好きの長沼さんの趣味は、昔の本（自身の中学から高校の時代の）をコレクションすることだそうです。70-80年代の、SFやミステリの文庫本など思わず買ってしまうのですが、なかなか読む時間が取れないので、リタイアしたら読もうと思っているそうです。

最後にこれからの目標を教えてくださいと質問したところ、「いつまでも笑顔でいたい。」が長沼さんの答えでした。

今後のロス対策士検定試験のお知らせ

◆日程：第11回目 2024年9月6日(金)～7日(土)

第12回目 2025年1月6日(月)～7日(火)

※時間は正午から翌日正午までの、各自都合のよい1時間

◆試験方法：インターネット上での受験(ID/パスワード付与による)

◆試験時間および問題数：90分・80問

◆お問合せ先：(e-mail) lpj@manboukikou.jp

◆お申込み：個人/全国万引犯罪防止機構ホームページからお申込み下さい。
企業団体/上記お問合せメールアドレスからお問合せ下さい。

Loss Prevention

渋谷書店万引対策共同プロジェクト活動報告

渋谷書店万引対策共同プロジェクト 事務局長 阿部 信行

1 年間の状況報告

1) 定量面から【資料1】

- ① 事案数34件は前年9件増の前年比136%と増加しています。
- ② 一方、登録者数18人は前年マイナス2件で前年比90%となり、登録率前年比も27.1%減少しています。
- ③ これは再来店者が16人で前年比6人増えており、その分事案数増でも登録率は減少する結果となりました。これも敢行者情報が蓄積している力と言えます。もちろん内規に従って登録データは削除されております。
- ④ 従って抑止数、抑止率とも大きく向上しました。
- ⑤ 一方、未捕捉の25人は事案数34人から再来店者9人を引いた初回万引き敢行者となります。

2) 定性面から【資料2】

- ① 昨年5月にコロナが5類に分類変更になって以来、事案数が増えています。
- ② 二人組の敢行が5月に2日連続、7月に2日間、都合4日間ありました。その内の一人の容姿が激変していましたが、顔識別機能付きカメラシステムは反応いたしました。
- ③ 売れ行き良好書の平台からの万引きから、棚差や棚前平台からの万引き敢行が増えています。
- ④ 高齢者の敢行が増えている実感があります。

3) 運用検証委員会での発言から

- もっと渋谷プロジェクトの効果が出ていることの啓発を図るべき。合わせて行政にオープンにし、犯罪のない街にしましょうと呼び掛け、他からも声が上がる仕組みに。
- 丁寧に検証するというのはたぶんそこまでしなければいけないのかという事業者もあるかもしれないが、このプロジェクトを確認してもらって広がって行けばよいと思う。
- 他の事業者にもこうやって検証しているからこそ信頼があるのだということ踏まえ取り組んでもら

【資料1】渋谷プロジェクト2023年2月—2024年1月 2店舗状況累計分析表

書店名	項目	事案数	登録	登録率	再来店	再来店率	抑止	抑止率	未捕捉	未捕捉率	捕捉	見送り名
2店合計	02-01・2店合計	34	18	52.9	16	47.0	9	56.2	25	73.5	0	5
	前年実績	25	20	80.0	10	40.0	2	20.0	22	88.0	1	3
	前年比	136.0	90.0	66.1	160.0	117.5	450.0	281.0	113.6	83.5	166.6
	前年差	9	▲2	▲27.1	6	7.0	7	36.2	3	▲14.5	▲1	2

【資料2】渋谷プロジェクト2店体制月別表

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
事案	2	4	1	4	5	10	3	1	1	1	2	0	34
前年差	1	1	▲1	3	3	9	0	▲1	0	▲3	▲1	▲2	9
登録	1	2	0	4	4	3	1	0	1	1	1	0	18
前年差	1	▲1	▲1	4	2	2	▲2	▲2	1	▲3	▲1	▲1	▲2
再来店	1	2	1	0	1	7	2	1	0	0	1	0	16
前年差	0	2	0	▲1	1	7	2	1	▲1	0	0	▲1	10
抑止	1	2	1	0	1	4	0	0	0	0	0	0	9
前年差	0	2	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	7
未捕捉	1	2	0	4	4	6	3	1	1	1	2	0	25
前年差	1	▲1	▲1	3	2	5	0	▲1	0	▲3	0	▲2	3
捕捉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年差	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1
見送り	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	5
前年差	2	0	0	0	1	1	▲1	0	▲1	0	0	0	2

いたい。検証を行って次へ進めるというのが大事。

- それを公表し消費者に安全・安心をもって頂いたうえで進めていくことがより大事だということ。

2 万引き敢行者のプロファイリング

▶ 最近の事例から

- 出版情報の収集に長けている。
- 新刊発売日に確実に当該書籍を盗っている。
- 棚差の当該新刊（専門書）を即座に見つけている。
- 万引が容易いと分かれば一日に何回も入店している。
- 防犯カメラ、顔認証カメラの弱点を知り尽くしている。
- 一度万引して売れた本は売れ筋と把握し何回もアップしている。
- 平台良好書から棚差の高額専門書へターゲットを拡大している。

3 プロジェクトの拡大に向けて

1) 新視点によるプロジェクトの拡大策

- ① 従来プロジェクト継続推進型
- ② 対象範囲拡大型

以下のアプローチで検討する。

ケース1 啓文堂書店のデータから、井の頭線渋谷-吉祥寺間で同一万引き敢行者が行き来する実態から啓文堂書店吉祥寺店を現在の渋谷プロジェクトに加えられるか？

ケース2 渋谷プロジェクトを発展的に解消し、現在の法律の仕組みで新プロジェクトとして拡大版が可能か？

➔ いずれにしても被害実態からして利用目的の合理的な変更の範囲かどうか問われる。

2) 情報共有の仕組みづくり

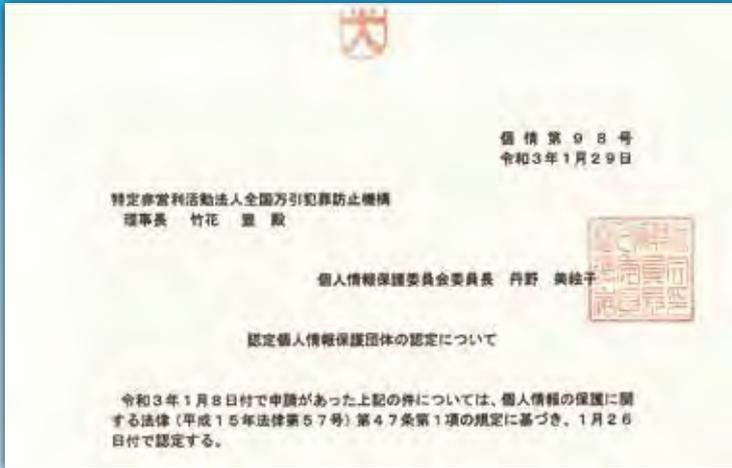
- ① 書店万引被害抑止情報連絡会(仮称) 設立による盗難情報共有化の仕組みづくりとそれによる防止力の向上
- ② 警察との関係強化の研究等研究活動の展開



「防犯対策におけるカメラの適正利用」支援体制の更なる充実

万防機構事務局（個人情報保護推進室）次長 才門 輝

認定個人情報保護団体としての万防機構



1 役割

万防機構は、令和3年1月に個人情報保護委員会から「※認定個人情報保護団体」として認定され、民間事業者の「万引き等犯罪の防止を目的としたカメラの適正利用」を支援しています。

※認定個人情報保護団体とは

「民間事業者による個人情報の保護の推進」を図るために、「自主的な取組を行うこと」を目的として「個人情報保護委員会の認定を受けた法人」のこと。

2 代表的な事例

【顔認証(顔識別機能付き)カメラシステム導入】

万引きや器物損壊などの常習犯を登録・検知してタイムリーに対応することにより、効果的な防犯対策が可能となります。

期待できる効果

- ① 店内の安全安心の確保
- ② 万引き等犯罪被害の防止
- ③ 商品ロスの減少による営業利益の増加

3 個人情報の利活用と保護

顔認証システム等「顔情報等の個人情報」を利活用することは有益です。利活用するためには、個人情報を適正に保護して管理運用することが必要です。

具体例：渋谷書店万引対策共同プロジェクト（異なる事業者間における「共同利用」）【前ページ参照】



4 個人情報保護の失敗による民間事業者への影響

個人情報保護法に従っていなかったり、同法に従ったとしてもプライバシーを侵害していたり、「炎上」が生じたりする場合には、以下のような影響が生じます。

(1) 行政機関からの指導

個人情報保護委員会の指導・助言、勧告、命令の対象となり、企業名が公表される可能性があります。

実際に、指導・助言に関して企業名が公表された事案があります。

(2) 損害賠償請求

個人情報が漏えい等した場合には、その本人から損害賠償を請求される可能性があります。実際に一人当たり3000円程度の損害賠償が認められた裁判例があります。なお、この他にも裁判費用等が発生します。

(3) 対応

個人情報の漏えい等が生じた場合には、漏えい等の被害者への対応等の費用が必要となり、過去には約260億円の特別損失を計上した旨の事例が発表されています。また、そのほかにもレピュテーションリスクが生じ、事業自体が中止に追い込まれる場合もあります。

5 認定個人情報保護団体

※「対象事業者」支援体制の充実

前・個人情報保護委員会事務局参事官補佐(認定個人情報保護団体担当) 木村一輝弁護士(丸の内総合法律事務所)が「万防機構理事」に就任しました。

※「対象事業者」とは

認定個人情報保護団体による「苦情の処理や情報の提供等を受けることについて同意した事業者」のこと

6 「対象事業者」になることのメリット

- 1 有識者・専門家による支援が受けられます。
- 消費者等からの苦情（万引きしてないのに顔認証システムに登録された等）への対応
- 運用に関する相談・助言・指導
- 2 個人情報保護委員会が定期的に開催する研修(必要な社員教育)を受講できます。
- 3 万が一、個人情報が漏えいしてしまった場合、必要な対応を支援します。

※万防機構会員事業者は「対象事業者」となることが可能です。事務手続きにつきましては、QRコードからホームページをご覧ください。



活動状況と成果

万防機構理事 インターネット委員会 前委員長 島山 寛希

インターネット委員会では2021年度から、万引きが疑われる「不審な出品者」に対して具体的な対策を講じるべくワーキンググループを開催している。

インターネット委員会では、インターネット上での盗品処分が疑われる出品者の排除や摘発等による具体的な解決を試みたものの、窃盗犯と出品者の一致を立証することが極めて難しく、犯人の特定・摘発には至らなかったため、プラットフォーム上で売買される“モノ”に着目をして、出品内容に一定の疑義が生じる出品者に対する具体的なアクションを講じ、盗品を市場に出させにくくし、犯罪収益を無くしていく手段を検討するためのワーキンググループを設置した。

ワーキンググループでは、インターネット事業者の協力を得て、2021年12月より、小売事業者から「不審な出品」商品であると指摘を受けたケースにおいて、ガイドラインに照らし、出品者に商品の購入履歴を確認するなどの啓発メールを発信することで、不正出品を防止するなどの取組を推進している。

※「不審な出品」とは、インターネットサービス上において、出品される商品の内容や数量、価格などから商品の入手経路に盗品の疑義が生じる出品を指す。

これら取組によって、商品の出品者らは、不正な商品を売買することを躊躇し、また啓発メールを受け取ったユーザーが出品中の商品を取り下げる、あるいは出品を中止するなど、一定の抑止効果が得られている。

2023年4月からは、日本チェー

ンドラッグストア協会様との協議を開始し、小売り店舗における窃盗被害の拡大傾向、特に被害を受けやすい商材に関する情報共有を受け、インターネット事業者側での出品状況の実態把握などを進めている。並行して、2023年11月よりドラッグストアで扱う商材の「不審な出品者」の評価基準を策定し、該当する出品者に対する啓発メールを発信する運用を試験的に取組み、評価することとしている。

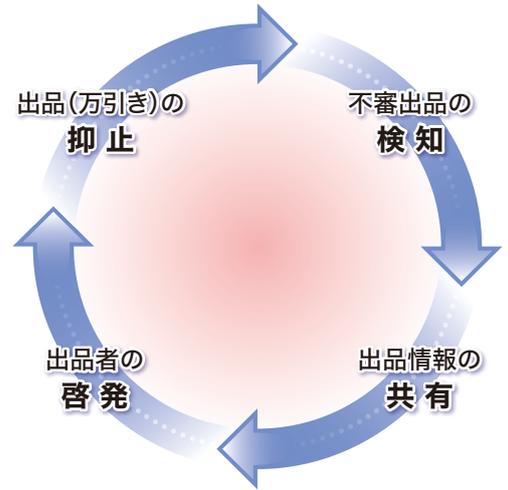
※2024年7月のインターネット委員会では、委員長をLINEヤフー株式会社の島山氏から株式会社メルカリの吉川氏に交代した。また、これまでのワーキンググループにおける啓発活動についての成果発表、日本チェーンドラッグストア様との万引対策における推進状況の報告を経て、以下の方針を確認している。

啓発活動の継続と広報活動の展開

- 啓発活動を通じて疑わしい出品者の行動変容を促していく
- 啓発活動に関する対外的な情報発信を強め、抑止効果を強める
- 新規参加事業者を募集していく

課題の解決に向けた努力

- とにかく犯行現場を押さえる必要がある。
 - 出品者や出品物とカメラに捉えた犯人・盗品を紐づけることは難しい
 - 盗まれたもの(被害)を把握し、盗んだ者を特定して警察に相談する体制の構築が必要
- 「この出品者は怪し



い」だけでは「出品者本人が窃盗したのか」という議論になる。

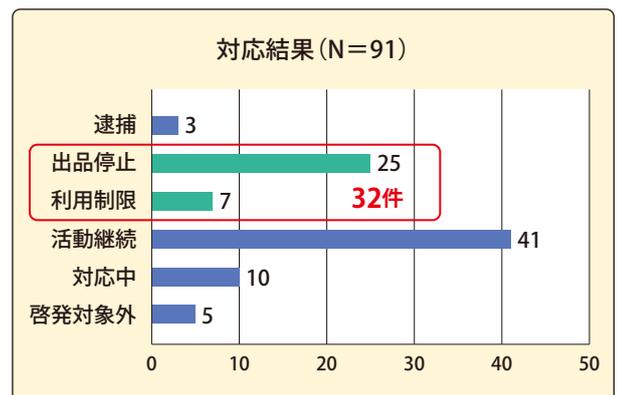
- 出品と被害物品を紐づける工夫があるとなお良い。例えば
 - 値札などによるさらなる工夫
 - 試着室での工夫
- 組織的犯行の可能性の追及
 - 犯行現場を抑え、出品と被害物品を紐づけた上で警察から照会をにかけていただき、一歩ずつ犯行の全体像を解き明かしていく

WG活動状況

- 啓発施策の実施対象総数は91件、そのうちメルカリは69件、LINEヤフーは22件
- そのうち3件が逮捕に至り、また、32件は出品停止や自ら出品を取り止めるなど、ユーザーの行動変容を促すことができた

※2024年7月9日時点の件数

※LINEヤフーは、オークション、フリマサービスの合算数



株式会社ファーストリテイリング

株式会社ファーストリテイリング 計画管理部数値精度チーム 平田 吉孝氏

外国人による大量窃盗撲滅に向けた取り組みについて

1 外国人による大量窃盗の発生状況

2023年3月～2024年2月がピーク
対策実施後、今年3月以降は
0～2回/月まで抑止

発生月	件数
2022年8月	1
2022年9月	0
2022年10月	2
2022年11月	1
2022年12月	1
2023年1月	2
2023年3月	11
2023年4月	6
2023年5月	5
2023年6月	27
2023年7月	9
2023年8月	30
2023年9月	42
2023年10月	23
2023年11月	22
2023年12月	20
2024年1月	23
2024年2月	21
2024年3月	2
2024年4月	0
2024年5月	2
2024年6月	2

- 2020年3月以前
外国人による大量窃盗の認知件数は半年で2～3件程度。
(逮捕された犯人は2018年から窃盗を繰り返していると供述)
- 2020年3月からコロナによる入国の規制開始①
入国規制中の外国人による大量窃盗は月に0～1件程度。
- 2022年10月からコロナによる入国規制緩和②
徐々に発生件数が増加
- 2023年6月頃より急激に増加
③ ※ 対策開始
外国人による大量窃盗事案が連続して発生。同一犯行グループによる犯行が、同日内に電車沿線2～3店舗で発生
- 2023年7月
東京近郊で万引きしていたベトナム人男性2名逮捕
- 2023年10月
福岡で万引きしていたベトナム人男性2名、女性2名を逮捕
- 2024年2月
関西で万引きしていたベトナム人女性3名を逮捕
- 2024年3月以降④
外国人による大量窃盗が減少

2 外国人による窃盗が増加した要因

【原因①】 SNSやフリマサイトが増え、万引きした商品が手軽に現金へ変えられるようになった。

- コロナによって、直売店舗の販売からネット販売への切替が加速した。
- 海外のフリマサイトは、アカウントの開設が容易且つ出品コストがかからない為、出品者が増加傾向。

【原因②】 日本のユニクロがターゲットにされやすい状況。

- ユニクロの知名度が上がっていることで、商品の需要が拡大。
- 日本語の値札がついていることで日本ブランドの商品であることが購入者に重宝されている。
- 日本は、諸外国と比較して防犯体制が弱い為、「万引きしやすい」と外国人の間で認知されている。
※ユニクロでも、海外事業は、防犯ゲートをほぼ全店に設置しており、警備員または防犯専任スタッフの配置をしている。

【原因③】 窃盗犯の特徴や窃盗の手口がわからず、有効な対策ができなかった。

- 防犯ゲート、防犯カメラの数が少なく、犯行状況の把握が遅れた。
- 犯行時間が短く、死角やスタッフのスキをついて犯行が行われた。

【原因④】 被害届の提出ができておらず、警察に窃盗として対処いただくことができなかった。

- 窃盗に気づけておらず、受理いただく情報が提示できていなかった。

3 対策

【対策①】 経営とのコミット

- 発生状況と課題を正しくインプットし、対策について定期的にアップデートし、必要な投資判断、店舗の意識変化へのメッセージを的確に出していただいた。

【対策②】 防犯設備、人員の追加

- 犯人の特徴と手口を把握するため、狙われる商品に防犯カメラを追

加設置した。

- 店舗に防犯専任スタッフを配置し、店舗全体での警戒意識を強化した。

【対策③】 事案発生時の情報連携強化

- Google Chatを導入し、窃盗事案発生時、即時共有することで、警戒意識強化につなげた。

- 本部より犯人の特徴と手口を共有し、店舗で犯行グループの入店を認識できるようにした。

【対策④】 SNS・フリマサイトの商品の入手場所、取得方法の明確化

- 商品を手出し、RFIDタグより商品の販売履歴の有無、万引きされた店舗を特定。

【対策⑤】 警察との連携強化

- 店舗による被害届提出時の徹底。
- 被害届に加え防犯カメラ映像、フリマサイトでの販売履歴等の情報を警察に提供。
- ベトナム国内で盗品を転売している対象者摘発に向けて、警察庁・ベトナム公安へ情報提供。

【対策⑥】 国内外へのPR強化

- 窃盗犯逮捕の報道を国内、国外問わず推奨し、窃盗抑止につなげている。

4 ポイント

経営とのコミットが必要不可欠

経営とのコミットにより、店舗・本部一体にて下記対策を実現できた。

- 店舗への防犯設備への追加投資(守るべき商品に対して、防犯カメラを増設)
- 店舗における防犯専任スタッフの採用
- 店舗における防犯意識・行動の変革
- 窃盗対策における本部の人員強化
- 警察、関係各署との連携

店舗の意識・行動の変化が非常に大きく、且つ一番効果が大い。

(以前)犯行に対して気づけず、発生してもあきらめ感がでていた。



(現在)犯行を未然に防ぐという意識と行動。

万一、発生しても即時発見し、再発を防ぐという意識・行動ができるようになった。

特別会員とは「万引き犯罪の防止に顕著な貢献をすると理事会で特別に認められ、総会で承認された個人および団体」です。

2024年6月18日万防機構通常総会で承認された特別会員3名を紹介します。

根津 孝一様

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
副会長 業務執行理事



日本チェーンドラッグストア協会副会長の根津でございます。

竹花理事長とは20年来のお付き合いです。

20年前は万引き犯罪が社会問題となり、竹花理事長が提唱しておりました「小さな犯罪が大きな犯罪に繋がる社会現象を食い止める」という趣旨に賛同し、協力してまいりました。

昨今ではドラッグストア業界の売上が10兆円近くとなりました。不明ロスの一部が万引きですが、「各事業者のスタンスは『不明ロスが売上の何%』程度で処理され、万引きに対する危機感が薄れているのではないか。」と懸念しております。

全国万引犯罪防止機構が、万引対策の啓発活動をはじめ、さまざまな事業を展開しておりますが、資金面で苦労されていることについては、「寄付」という形で社会に頼らざるをえないのではないのでしょうか。

その辺も含めて、日本チェーンドラッグストア協会として、今後も協力をしていければと思っております。本日は大変名誉な「特別会員」の称号をいただきまして誠にありがとうございます。

菊間 千乃様

弁護士法人松尾総合法律事務所 弁護士



2015年から全国万引犯罪防止機構の理事を務めてまいりましたが、この度退任することとなりました。

在任中の一番の思い出は、2017年にアメリカから有識者をご招待して開催した万引対策強化国際会議です。

アメリカの先進的な数々の取組みに驚き、大いに刺激を受けました。参加者の皆様と日光観光をしたのもいい思い出です。

そのほかにも、神奈川県の高齢者万引防止プロジェクトの後押しをしたり、中学1年生の保護者向け冊子の作成に携わったり、渋谷プロジェクトの立ち上げに参加したりと、大変貴重な経験をさせていただきました。

この度、「特別会員」という分相応な称号を頂きまして大変恐縮しております。

全国万引犯罪防止機構の益々の発展を祈念しつつ、今後は一弁護士として、万引犯罪の減少に貢献していければと存じます。

伊丹 俊彦様

長島・大野・常松法律事務所 弁護士、
元大阪高等検察庁検事長



竹花理事長、樋口副理事長、光眞事務局長には、検事時代から大変お世話になっておりました。そのようなご縁から当機構の理事を務めさせていただいていましたが、この度、退任の許可をいただきました。会員の皆様方には、これまでご支援を賜りありがとうございました。また、本日は大変名誉な「特別会員」という称号をいただき誠に有難うございます。

私は現在、弁護士を務めておりますが、前職が検事であることから万引犯罪の重要性について、かねてから十分承知し関心も持っておりました。万引対策は、官だけで成し遂げられるものではなく、民間の不断の活動も欠かせません。

本日会場に、当機構が制作した万引犯罪防止の啓発ポスターが掲載されておりますが、こうした地道な活動が万引犯罪防止に大変重要であります。今後とも、陰ながら当機構を支援してまいりますので、会員の皆様には引き続き、ご支援をお願い申し上げます。

万防機構組織図と役員

新役員

木村 一輝 理事



個人情報保護委員会で執務をしていた経験を活かして、個人情報保護法を遵守した形での防犯を支援して行ければと思います。

畠山 寛希 理事
(インターネット委員会前委員長)



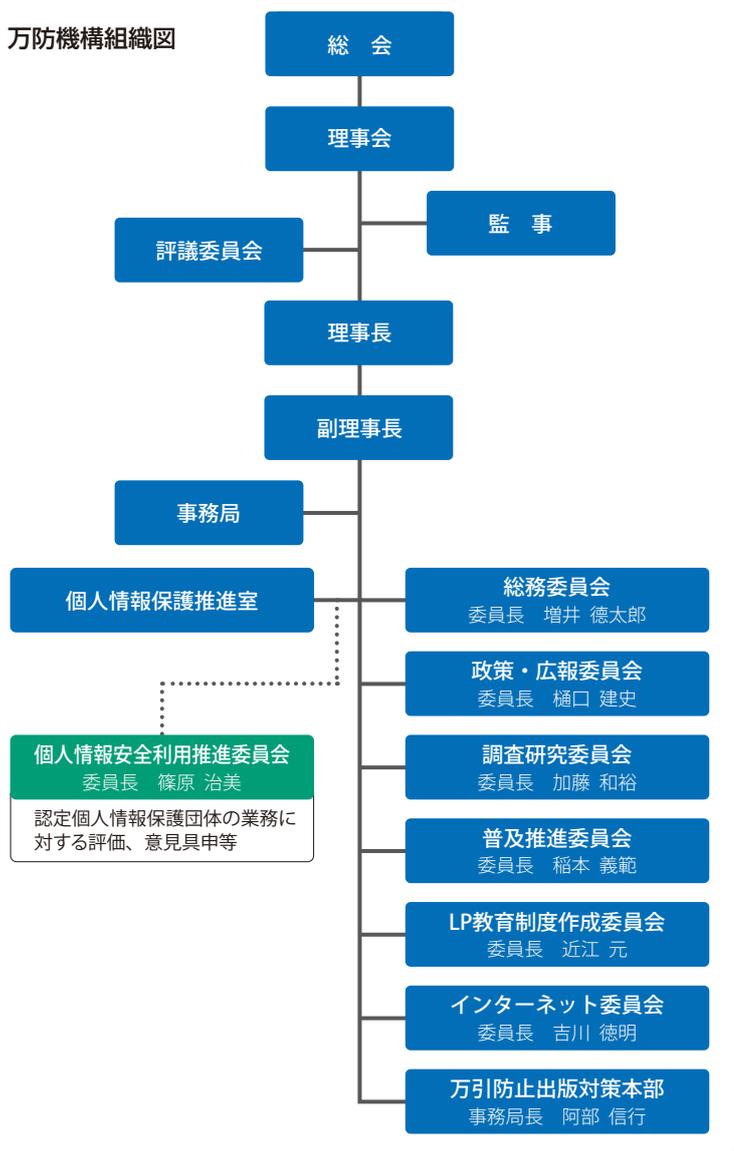
インターネット委員会の活動を通し、万引きの抑止およびインターネットサービスの健全化を推進して参ります。

土門 敬佳 理事
(万防機構事務局長)



万防機構事務局の多種多様な業務を少人数で処理することは大変ですが、やりがいがあります。皆様方の期待にそえるように努めてまいります。

万防機構組織図



役員名簿 (2024年8月現在)

理 事	
石田岳彦	一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 理事 防犯・有事委員長
稲本義範	工業会 日本万引防止システム協会 会長
相賀昌宏	一般社団法人日本出版インフラセンター 代表理事
近江 元	エイジスリテイルサポート研究所株式会社 顧問
加藤和裕	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合 理事長、株式会社三洋堂書店 代表取締役社長
木村一輝	丸の内総合法律事務所 弁護士、前個人情報保護委員会 事務局参事官補佐
黒木慶英	一般社団法人全国警備業協会 専務理事
佐藤 聖	一般財団法人流通システム開発センター 元調査部長
竹花 豊	元東京都副知事、元警察庁生活安全局長、元㈱東京ビッグサイト社長
田中法昌	公益財団法人全国防犯協会連合会 専務理事
豊川奈帆	株式会社ウヰリカジャパン 代表取締役
土門敬佳	万防機構事務局長、元警視庁警察学校庶務部長、元警視庁大崎警察署長
畠山寛希	LINEヤフー株式会社 政策企画統括本部 政策企画本部 本部長 兼 渉外安全対策本部 本部長
樋口建史	前ミャンマー大使、元警視総監
増井徳太郎	一般社団法人全国スーパーマーケット協会 副会長
光真 章	元警視庁刑事部捜査第一課長
矢幡秀治	日本書店商業組合連合会 会長
山内浩司	株式会社ジャパンプロテクトシステム 代表取締役社長
吉川徳明	株式会社メルカリ 政策企画ディレクター

評 議 員	
江口法生	一般社団法人日本スーパーマーケット協会 専務理事
大津直也	一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会 事務局長
大日方良光	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 専務理事
小田啓二	NPO法人日本ガーディアン・エンジェルズ 理事長
片岡義篤	公益社団法人日本防犯設備協会 代表理事
桑島俊彦	全国商店街振興組合連合会 最高顧問
小林英文	日本小売業協会 専務理事
田中法昌	公益社団法人全国少年警察ボランティア協会 理事長
樫 浩	一般社団法人日本ショッピングセンター協会 専務理事
佐藤 隆	一般社団法人日本ボランティアチェーン協会 常務理事
西阪義晴	一般社団法人日本百貨店協会 専務理事
牧野 剛	日本チェーンストア協会 専務理事
元松明彦	一般社団法人日本専門店協会 専務理事

監 事	
稲垣 稔	稲垣会計事務所 公認会計士
小林好則	渡部喬一法律事務所 弁護士

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構会員規則

(総則)

第1条 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構（以下「当機構」という。）の会員に関する事項は、特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、本規則において定める。

(会員種別)

第2条 当機構の会員は、定款第6条に定めるとおり、正会員、賛助会員及び特別会員（以下「各会員」という。）により構成されるものとする。

2 「正会員」は、定款第3条に定める目的（以下「法人目的」という。）に賛同し入会した個人及び団体をいう。正会員をもって総会における表決権を有する特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

3 「賛助会員」は、法人目的に賛同し入会した個人及び団体をいう。ただし、総会における表決権は有しないものとする。

4 「特別会員」は、万引き犯罪の防止に顕著な貢献があると理事会で特別に認められ、かつ総会により承認された個人及び団体をいう。ただし、総会における表決権は有しないものとする。

(入会資格)

第3条 正会員又は賛助会員として当機構への入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、別紙1「万防機構入会申込書」に必要事項を記載の上、当機構理事長に提出するものとする。

2 正会員及び賛助会員の入会については、法第2条第2項第1号及び定款第7条第1項に定めるとおり、特別な条件は付さないものとする。ただし、当機構理事長は、入会希望者が次の各号に反する場合は入会を認めないことができる。

- (1) 法人目的に賛同する者であること。
- (2) 法、定款その他当機構が定める規則を遵守すること。
- (3) 過去に当機構から除名された者でないこと。
- (4) 現在及び過去において、暴力団関係者又はこれらに準ずる反社会的勢力に与する者等でないこと。
- (5) 当機構の名誉又は信用を著しく害する行為を行わないこと。
- (6) あらかじめ通知する納入期限、納入方法により遅滞なく年会費を納めること。
- (7) その他公序良俗に反する行為を恒常的に行うなど、当機構の会員として相応しくない者ではないこと。

3 当機構理事長は、前項各号について確認した上で入会を認めない場合は、入会希望者に対し、遅滞なく速やかに理由を付した書面により通知しなければならない。

4 当機構理事長は、特別会員としての候補者の推薦をする理事2名以上の連名による推薦書の提出を受けた場合、これを理事会において審議した上で総会の議事に付すものとする。特別会員としての自薦による入会希望は、これを認めない。

(年会費)

第4条 各会員の年会費は次のとおりに定めるものとする。

個人正会員	1口	6,000円
団体正会員	1口	60,000円
個人賛助会員	1口	6,000円
団体賛助会員	1口	60,000円
個人及び団体特別会員		無料

但し、新規入会会員について初年度に限り年会費は次のとおりに定めるものとする。

上期（4月～9月）入会の場合は規定とおりの年会費とする。

下期（10月～3月）入会の場合は初年度年会費半額とする。

2 正会員及び賛助会員に係る年会費の納入は、1口以上を一括払いとし、当該事業年度分を当機構が指定する口座に振り込む方法により納めるものとする。当機構事務局は、当該事業年度に係る年会費の納入方法、納入期限について、当該事業年度開始前に各会員に通知しなければならない。

3 正会員及び賛助会員に係る年会費について、複数口の納入はこれを妨げない。ただし、口数に関わらず正会員の総会における表決権は同一とする。

4 正会員及び賛助会員を、当該事業年度において「支援会員」と呼称することができる。

5 納入済みの年会費については、いかなる場合においてもこれを返還しない。

(会員資格の有効期間)

第5条 正会員及び賛助会員の会員資格は、第3条第1項に定めた手続きののち、当機構事務局が指定する方法により年会費を納入した時点で発生するものとする。

2 特別会員の会員資格は、第2条第4項及び第3条第4項に定めた手続きののち、当機構が特別会員となろうとする者に、総会により承認された旨を通知した時点で発生するものとする。

3 各会員資格の有効期間は、入会時期に関わらず当該事業年度末日（毎年3月31日）とする。

(会員資格の継続)

第6条 当機構事務局は、各会員資格の有効期間が満了する前に、会員資格を継続するための案内を各会員に送付しなければならない。

2 各会員資格は、前項の案内により指定された方法により、各会員が年会費を納入することにより継続されるものとする。

3 当機構事務局が案内により指定した納入期限を、年会費未払いのまま2年経過した場合は、当該会員からの申し出がない場合は退会とみなすものとする。ただし、事後において年会費が納入された場合は、当該年度初日に遡って会員資格が継続されるものとする。

(会員資格の喪失)

第7条 各会員は、定款第9条、第10条及び第11条の規定により会員の資格を喪失するものとする。

2 各会員が任意に退会する場合は、別紙2「万防機構退会届」に必要な事項を記載して当機構事務局に届け出なければならない。

(会員名簿)

第8条 当機構事務局は、会員種別ごとに会員名簿を作成して保管するものとする。

2 会員名簿は原則として公開とする。ただし、会員の明示の意志に反するときは、当機構事務局は当該会員名についてのみ公開しないことができる。

3 各会員は万防機構入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、当機構事務局に速やかに届け出るものとする。

(会員の義務)

第9条 各会員は、第3条第2項各号列挙事由を遵守しなければならない。

2 各会員は、当機構の活動において知り得た機密情報に関して、当機構及び当該関係者の許可なく公開又は漏えいしてはならない。

3 前項の規定は、会員資格喪失後においても同様とする。

(免責事項)

第10条 各会員と他の会員又は第三者との間で生じたあらゆる紛争に関して、当機構は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 各会員が法、定款及び本規則に反し、又はそれに類する行為によって当機構が損害を受けた場合、各会員は当機構が受けた損害を当機構に賠償しなければならない。

2 前項の規定は、会員資格喪失後においても同様とする。

(本規則の変更)

第12条 本規則は、当機構の運営のため必要なとき、理事会の議決を経て変更することができる。

付 則

この規則は令和7年4月1日から施行する。

全国の万引き認知と検挙状況及び最近の傾向

■万引き認知・検挙状況 (2012-2023の推移)

警察庁統計資料より (作成：全国万引犯罪防止機構)

年次	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
認知件数	135,224	126,386	121,143	117,333	112,702	108,009	99,692	93,812	87,290	86,237	83,598	93,168
検挙件数	97,841	89,910	86,784	82,557	78,131	75,257	71,330	65,814	62,609	63,493	58,283	62,675
検挙率	72.4%	71.1%	71.6%	70.4%	69.3%	69.7%	71.6%	70.2%	71.7%	73.6%	69.7%	67.3%
検挙人員	93,079	85,464	80,096	75,114	69,879	66,154	61,061	55,337	51,622	50,369	45,826	49,399

最近の傾向

- 万引きの認知件数は、近年横ばいであったが、昨年(2023年)は**増加**
- 東南アジア系の窃盗集団による組織的な大量窃盗が**多発**
- 万引きした商品をネットフリマやオークションで処分する手口が**増加**

万 防 機 構 事 務 局 だ よ り

「2024年通常総会・意見交換会」にお足元の悪い中多数ご臨席を賜り誠にありがとうございました。会員の皆様のご支援をいただき、滞りなく終了いたしました。今回の「万防時報35号」につきましては、2024年度通常総会特集号となっております。総会で発表いたしました、万防機構の万引き防止対策について、各委員会及びプロジェクトの活動内容を纏めましたので、一読していただければ幸いです。

事務局スタッフにつきましては、総会終了後の理事会において、光眞事務局長が退任し土門事務局長代行が事務局長に就任いたしました。新体制の元、万引き諸問題について取組んで参りますので、引き続きご協力のほどお願い申し上げます。

万防機構では、万引き対策防犯講話やロス対策講話の講師を派遣しております。各種会議や店長会等での、社内教育としても活用いただけます。是非、お気軽に事務局まで、お問合せください。

講師紹介ページは
こちらから ➡





<https://www.transceiver365.com/>



詳しくはホームページをご覧ください!

**防犯・警備・イベント運営時の連絡ツールに！
年中無休でトランシーバーをレンタルします！**

- ・365日、年中無休で受注、納品対応！
- ・人気メーカー各社の最新機種を常備！
- ・各種アクセサリ類は無料！
- ・使用場所での事前通信テストは無料！
- ・年間延べ50万台の出荷実績！



株式会社ハッピーマンデー [HAPPYMONDAY Co.,Ltd.]
 [本社] 東京都渋谷区渋谷 1-16-9 渋谷K・Iビル 4階
 [青山オフィス] 東京都渋谷区渋谷 1-7-5 青山セブンハイツ 705
 TEL:03-5468-3885 / FAX:03-5468-3886
<https://www.happy monday.co.jp/>

支援会員／12団体 ※50音順

ウエルシア薬局(株) (株)ベイシア
 (一社) 全国スーパーマーケット協会 (株)メルカリ
 (株)ファーストリテイリング LINEヤフー(株) (ほか6団体)

団体会員／94団体 ※50音順

アイギスセキュリティ(株)	資生堂ジャパン(株)	(一社)日本チェーンドラッグストア協会
アクシスコミュニケーションズ(株)	ジャパンセキュリティサービス(株)	(一社)日本DIY・ホームセンター協会
(株)アクロス	(株)スギヤマ薬品	(一社)日本フランチャイズチェーン協会
(株)アトレ	(株)セキュリティデザイン	工業会 日本万引防止システム協会
(株)ウェリカジャパン	(一社)セーフアーインターネット協会	(一社)農協流通研究所
うさぎや(株)	セフトHD(株)	(株)白泉社
(株)エイジス	(一社)全国警備業協会	(株)パルグループホールディングス
(株)エス・エスサービス	(株)総合タップ	(株)パン・パシフィック・インターナショナル
Enazeal(株)	大盛堂商事(株)	ホールディングス
NIC(株)	高千穂交易(株)	(株)ファンケル
(株)エム・アールビジネス	チェックポイントジャパン(株)	富士通フロンテック(株)
(株)鳳書院	(株)店舗プランニング	(株)ブックエース
(株)KADOKAWA	(一社)東京都警備業協会	(株)プライマルヴェニユー
(株)杏林堂薬局	(株)トーハン	(株)バイクルーズ
くまざわブックチェーン共同組合	日本NCRコマース(株)	マイティキューブ(株)
(株)講談社	(株)NICCOサポート	Matsuo Sangyo(株)
(株)光文社	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル	(株)三宅
(株)コスモス薬品	商業組合	(株)メイクスジャパン
コミー(株)	(一社)日本ショッピングセンター協会	(株)USEN
(株)三洋堂ホールディングス	日本書店商業組合連合会	(株)有隣堂
(株)JSS	(一社)日本スーパーマーケット協会	(一社)ロスプリベンション協会
(株)自己啓発協会	日本チェーンストア協会	ワールド警備保障(株) (ほか32団体)

個人会員／51人 ※50音順

浅井 研	近藤 玉重	菅野 美津江	土門 敬佳	日野 真克	光真 章	米本 昌子
阿部 信行	佐々木 久美子	竹花 豊	仲 良二	福井 直樹	宮下 浩司	和田 直樹
石川 佳代子	佐藤 聖	對馬 和人	難波 克行	増井 徳太郎	山内 浩司	(ほか25人)
岩間 光夫	新谷 珠江	富田 仙恵	樋口 建史	三浦 幸夫	吉川 誠司	

会員制度のご案内

会員の種類

1. 正会員 この法人の目的に賛同し、運営を助成する個人および団体
2. 賛助会員 万防機構のサポーターです
3. 特別会員 万引犯罪の防止に顕著な貢献をすると理事会で特別に認められ、総会で承認された個人および団体

年会費

1. 正会員(個人) 5,000円 正会員(団体) 50,000円
2. 賛助会員(個人) 5,000円 賛助会員(団体) 50,000円

支援や寄付のお願い

万防機構では、青少年の規範意識の向上策や高齢者の再犯防止対策、インターネット上の被害品処分の実態把握と抑止対策、ロス対策士の普及など、様々な事業を展開しております。今後、万防機構の活動を広げ、継続していくために、広く皆様からの支援が必要です。つきましては、財政的な支援のご意思をお持ちになる方々の広範なご協力を衷心よりお願い申し上げます。

つながる心が生む新世界～協働防犯～

～ 防犯民主主義実現に向けて ～

EAS機器と防犯カメラとロス・プリベンション推進のための工業会

工業会 日本万引防止システム協会

正会員 (正会員数 45社)

- アイアンドティテック(株)
- IDECファクトリーソリューションズ(株)
- AWL(株)
- アクセスコミュニケーションズ(株)
- アースアイズ(株)
- (株)アジラ
- アドセック(株)
- (株)エイジス
- NECソリューションイノベータ(株)
- エム・ケー・パピック(株)
- 企業警備保障(株)
- (株)Casley Deep Innovations
- (株)キャトルプラン
- (株)杏林社
- Dahua Technology Japan(同)
- グローリー(株)
- (株)ゴジョウ・ウェイズ
- (株)KSM
- (株)サイエンスアーツ
- サクサ(株)
- 三和コンピュータ(株)
- (株)JSS
- (株)セキュリティデザイン
- セーフィー(株)
- CIA(株)
- (株)GeoVision
- シグマ(株)
- セコム(株)
- セフトHD(株)
- 高千穂交易(株)
- タカヤ(株)
- チェックポイントジャパン(株)
- (株)店舗プランニング
- 日本アクア開発(株)
- 日本NCR(株)
- 日本電気(株)
- ネクストウェア(株)
- HIKVISION JAPAN(株)
- パナソニック コネクト(株)
- 富士通フロンテック(株)
- ビブリオテカ・ジャパン(株)
- マイティキューブ(株)
- (株)三宅
- リアルネットワークス(株)
- Loss-Controls(株)

賛助会員

- (株)アスタリスク
- (株)アスラボ
- 亜細亜印刷(株)
- (株)自己啓発協会
- (株)セキュアリンク
- 三愛化成商事(株)
- チェスコムアドバンス(株)
- (株)NICCOサポート
- (株)日本保安
- (株)パトライト
- (株)UACJ
- (株)ロケット

特別会員

- 一般社団法人 ソフトウェア協会
- 公益社団法人 日本防犯設備協会
- 一般社団法人 日本自動認識システム協会
- 一般社団法人 全国警備業協会
- NPO法人 全国万引犯罪防止機構
- 関西万引対策連合会
- 一般社団法人 リテールAI研究会
- タグ&バック事務局
- 一般社団法人 ロスプリベンション協会

お陰さまで全会員数が66組織になりました。

(2024年7月12日現在)

JEAS委員会組織

カメラ画像安全利用推進委員会 委員長・副会長 三宅 正光



推奨顔認証システム
ステッカー

令和2年に推奨顔認証システム制度をスタートさせた。

小売業や物流現場のカメラ画像の効果的な利用状況やセキュリティ対策を調べ、システム提供者側の販売指針を発表することで、カメラ画像の適切な利用促進に向けての環境整備を行う。平成28年度に「防犯カメラや画像認識システムの安全利用のお勧め」を制作。

技術基準委員会 委員長・事務局長 田丸 典億



EASステッカー

平成20年10月、EASと医療機器との干渉試験を実施することになり、その方法等の内容を検討し実施するために、技術基準委員会が設置された。

- ① 対ベースメーカー等との干渉実験
- ② 電磁界測定 ③ 電気用品安全法対応
- ④ 各種の基準作り

政策・研究委員会 委員長・理事 摺田 祐司



調査研究事業として、わが国における万引防止システムの普及推進のための必要な調査研究及び会員の基礎教育を行う。

JEASとして、取り上げるべき問題・課題の検討を行い、その結果を委員会の責任において、行政機関・関連団体・報道機関等に対し建議および提言・アピールを行う。

総務委員会 委員長・副会長 近江 元



工業会全般のスタッフ業務と工業会を司る。事務局と密接な関係を保ちながら主として次の業務を行う。会計、広報、渉外、規約の起案と見直し、他の委員会に所属しない業務を専門的に行う。国内情報・海外情報を広く収集し、必要に応じてそれらを取りまとめ、国の内外へ広報する。「15分間勉強会」や「業界で活躍する女性」が好評につきシリーズ化した。

理事会・運営委員会 会長・個人情報管理室長 稲本 義範 (総合防犯設備士、公認不正検査士、万引き防止責任者養成講座担当講師)

速報!

イベント情報
詳しくはJEASの
Homepage & Facebookにて

- 10/17(木) 10/18(金) 「SECURITY SHOW 大阪 2024」に出席
- 11/15(金) 第4回科学保安検定講習会を開催

JEASフェイスブック
ロス対策メルマガ
好評配信中!

連絡先 工業会 日本万引防止システム協会 事務局 TEL : 03-3355-2322 FAX : 03-3355-2344
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 7F https://www.jeas.gr.jp E-mail : infonew@jeas.gr.jp



発行
特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2 書店会館4階 TEL. 03-5244-5612 FAX. 03-5244-5613
E-mail : info8@manboukikou.jp https://www.manboukikou.jp
2024年8月26日発行 禁無断転載